

無効審判における請求人適格としての「利害関係人」該当性

知的財産法研究会 弁護士 佐合 俊彦

知財高判平成29年10月23日(平成28年(ネ)第10185号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

本研究では、特許の無効審判において、特許法123条2項の「利害関係人」に該当せず、無効審判の請求人適格を有さないものとして、請求を却下する旨の審決がなされたが、審決取消訴訟において、当該審決が取り消された裁判例を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

原告(請求人)は、発明の名称を「パンツ型使い捨ておむつ」とする被告(被請求人)の特許 について無効審判を請求したが、特許庁は、「本件審判の請求を却下する」旨の審決をした。

(1) 審決の内容

特許庁は、平成26年改正法が、利害関係人であることを明確化する規定を確認的に設けたものであって、請求人の適格性の判断については、平成15年改正前の特許法における判断と変わらないことを前提に、以下のとおり、判断した。

原告が利害関係人というには、原告が本件特許発明にかかるもの(本件特許発明そのものか、あるいは、本件特許発明を利用する関係にあるもの)の実施準備をしており、無効とされるべき特許発明が誤って特許され、保護されることによって原告が不利益を被るおそれがあることを要する、とした上で、原告の行為(事業化の一環としての特許出願、試作品の製作、既存の紙おむつ製造業者等に対するプレゼンテーション資料の作成や問い合わせ、インターネットサイトへの登録など)は、いずれも本件特許発明(にかかるもの)の実施準備に該当せず、無効とされるべき特許発明が誤って特許され、保護されることよって原告が不利益を被るおそれがあるとはいえないから、原告は特許法123条2項の利害関係人には該当しない。

したがって、原告は本件審判の請求人適格を有さず、本件審判の請求は不適法であって、その 補正をすることができないものであるから、同請求は特許法135条の規定により却下すべきもの